

(健Ⅱ138F)
令和3年6月8日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

基本配分計画の改訂について（第9・第10クール分）

ファイザー社製の新型コロナワクチン（以下「ワクチン」）等の配分については、令和3年5月6日付「新型コロナワクチンの高齢者向け接種の前倒しについて」（健Ⅱ71F）をもって、厚労省によって「基本配分計画」を策定し、各都道府県・市町村へのワクチン割当ての見通しが示された旨、お知らせいたしました。

今般、第9クール（7月5日・12日の週の配送予定分）および第10クール（7月19日・26日の週の配送予定分）におけるワクチン割当ての見通しが追加され、「基本配分計画」が別添のとおり改訂された旨、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）宛ての事務連絡がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令 和 3 年 6 月 4 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

基本配分計画の改訂について（第9・第10クール分）

ファイザー社製の新型コロナワクチン（以下、単に「ワクチン」という。）等の配分については、「新型コロナワクチンの高齢者向け接種の前倒しについて」（令和3年4月30日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）の別添において、ワクチン等の配送量・時期の予見性を高め、自治体がより実務的な接種計画を立てることができるよう、「基本配分計画」を策定し、各都道府県・市町村（特別区を含む。以下同じ）へのワクチン割当ての見通し（各都道府県・市町村へ最低限分配できるワクチン量と時期）をお知らせしたところです。

今般、別添のとおり「基本配分計画」を改訂し、第9クール（7月5日の週及び7月12日の週に配送予定分。ワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）上のクール名は「PF09」）及び第10クール（7月19日の週及び7月26日の週に配送予定分。V-SYS上のクール名は「PF10」）におけるワクチンの割当ての見通しを追加しましたので、接種計画策定の参考とするとともに、管内の市町村及び接種を予定する医療機関並びに関係団体に御連絡いただくようお願いいたします。

ファイザー社ワクチンの「基本配分計画」（令和3年6月4日）

1. 基本配分計画について

自治体がより具体的な接種計画を立てることができるよう、別紙1及び別紙2のとおり市町村、都道府県ごとの「基本配分計画」を改訂し、都道府県・市町村へのワクチンの割当ての見通し（最低限分配できるワクチン量と時期）を示すこととする。

基本配分計画においては、第9クール及び第10クールで10,000箱程度のワクチンを配送できる見込みであることを踏まえ、今後、割当作業を行う第9クール及び第10クールの配送予定量の一部を基本計画枠として、各都道府県・市町村へ最低限分配できるワクチン量（希望すれば必ず割り当てられる箱数）を明示している。

国及び都道府県は、各都道府県及び市町村に対して、管内に所在する基本型接種施設からワクチン接種円滑化システム（V-SYS）に登録があった希望量の範囲内で、基本計画枠に応じた配分を行う。都道府県の希望量が基本計画枠を下回る場合は、希望量を割当量とする。

また、総供給量との余剰分については、調整枠として、各基本型接種施設から登録があった希望量に応じて、接種実績も考慮しつつ、都道府県に割り当てられる。希望量が総供給量を超えなければ、希望どおり割り当てられる。

2. 市町村・都道府県ごとの基本計画枠について

次のとおりの考え方で市町村・都道府県ごとの基本計画枠を設定している。

(1) 各市町村の基本計画枠の考え方（詳細は別紙1を参照）

12～64歳人口を踏まえて各市町村に割り当てた上で、第9クール及び第10クールの各クールの各市町村への配送量が可能な限り均一となるよう調整を行った。（第8クールまでに12歳以上人口×2回接種分の配送実績がある市町村については、更なる割り当ては行っていない。）

(2) 各都道府県の基本計画枠の考え方（詳細は別紙2を参照）

(1)の各市町村の基本計画枠を都道府県単位で合算して算出している。

(3) 留意点

複数市町村が連携して接種体制を構築し、ワクチンの需給管理を行う場合には、当該関係市町村の基本計画枠を合算した分量の中で、地域の実情に応じて、都道府県及び市町村が、市町村へのワクチン割当

量及び基本型接種施設ごとの割当量を調整する必要があることに留意すること。

また、地域の実情に応じて希望量が基本計画枠より少なくなることも想定されるが、その余剰分は調整枠に振り分け、ワクチンの有効活用を図ること。

さらに、武田／モデルナ社ワクチンは小分け配送が認められていないことから、都道府県は割当量の調整や広域融通などで、個別接種を中心とした市町村にファイザー社ワクチンが確保されるよう留意すること。

3. 調整枠について

V-SYSに登録された都道府県別のワクチン希望量（箱数）が基本計画枠の割当量（箱数）以上の都道府県については、都道府県別のワクチン希望量と基本計画枠の割当量（上記2（2））との差分に応じて、各都道府県に調整枠の割当量を決定する。

ファイザー社ワクチン第9～10クール（PF09～10）の 基本計画枠の配分について

No	都道府県	第9クール 基本計画枠 (箱数)	第10クール 基本計画枠 (箱数)
0	全国	8,000	8,000
1	北海道	393	339
2	青森県	87	87
3	岩手県	82	84
4	宮城県	140	152
5	秋田県	59	62
6	山形県	73	76
7	福島県	129	133
8	茨城県	177	190
9	栃木県	121	125
10	群馬県	125	127
11	埼玉県	460	458
12	千葉県	386	392
13	東京都	889	866
14	神奈川県	560	557
15	新潟県	133	135
16	富山県	64	64
17	石川県	69	74
18	福井県	49	52
19	山梨県	58	60
20	長野県	153	141
21	岐阜県	132	135
22	静岡県	221	224
23	愛知県	472	466

No	都道府県	第9クール 基本計画枠 (箱数)	第10クール 基本計画枠 (箱数)
24	三重県	115	117
25	滋賀県	90	91
26	京都府	153	155
27	大阪府	536	528
28	兵庫県	326	333
29	奈良県	91	91
30	和歌山県	64	65
31	鳥取県	39	40
32	島根県	45	42
33	岡山県	115	117
34	広島県	166	168
35	山口県	79	79
36	徳島県	50	52
37	香川県	59	61
38	愛媛県	80	83
39	高知県	53	47
40	福岡県	311	326
41	佐賀県	53	58
42	長崎県	79	83
43	熊本県	116	116
44	大分県	69	72
45	宮崎県	68	70
46	鹿児島県	104	106
47	沖縄県	107	101

注1) 12～64歳人口に応じて各市町村に割り当てた上で、第9クール及び第10クールの各クールの各市町村への配送量が可能な限り均一となるよう調整を行った。（第8クールまでに12歳以上人口×2回接種分の配送実績がある市町村については、更なる割り当ては行っていない。）

注2) 「各クールのワクチンの総供給量－基本計画枠の合計割当量」分については、調整枠として、希望量に応じて、接種実績も考慮しつつ、都道府県に割り当てる。

注3) 地域の実情に応じて希望量が基本計画枠より少なくなることも想定されるが、その余剰分は調整枠に振り分け、ワクチンの有効活用を図る。